

第2回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時 令和元年9月18日（水）午前10時から正午まで

場 所 京都産業大学 むすびわざ館3階302教室

会議次第

1 開 会

2 説明事項

- (1) 前回委員会の概要について
- (2) 平成31年度京都府いじめ調査（1回目）結果について
- (3) 京都府いじめ調査実施要項について

3 その他

4 閉 会

第2回京都府いじめ防止対策推進委員会開催の議事要旨

- 1 日 時 令和元年9月18日（水曜日） 午前10時から
- 2 場 所 京都産業大学 むすびわざ館3階302教室
〒600-8533 京都府京都市下京区中堂寺命婦町1-10
- 3 出席者
(1) 審議会
ア 出席委員 6名
イ 欠席委員 1名
ウ 事務局
山口指導部長、栗山学校教育課長、安田特別支援教育課長 他
(2) 傍聴人 0名
- 4 概 要
事務局からの説明
(1) 前回委員会の概要について
(2) 平成31年度京都府いじめ調査について
(3) 京都府いじめ調査実施要項について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

事務局からの説明

(1) 前回委員会の概要について

- 前回の概要については、「平成31年度京都府いじめ調査について」実施要項や留意点について、文言を整理し標記を適切にすべきである等の様々なご意見を頂いた。主なものとしては、
 - ・アンケート調査の開示について、「本人の了解なしに本人以外の者に見せたり、渡したりすることがないように」とあるが、解釈に幅があることから文言を整理すべきではないか。

- ・ 児童虐待に関して、児童相談所へは通告であるので適切に標記すべきではないか。
 - ・ いじめの組織体制について、校内いじめ対策組織での分析や情報の共有を行うことを追記すべきではないか。
 - ・ 教職員以外の外部者について、学校評議員とスクールカウンセラーを上げているが見直しが必要ではないか。という、ご意見等があった。
 - ・ いじめ調査の実施に向けて実施要項の文言を整理し、よりよい実施要項により、現場が機能するようにというご指摘を頂いた。今年度2回目以降のいじめ調査における「実施要項」をこの後、提案する。
- その他、いじめ防止推進対策法の改正の動き、府教委の新たな事業である「不登校児童生徒支援拠点整備事業」について説明した。
- いじめ調査の記録開示について、「本人の了解がなければ開示しない」と示しているが、京都府の個人情報保護条例では、未成年者の場合や本人の意志が不明確である場合等、本人に代わって保護者又は親権者が開示できるとされているのか。個人情報保護法では、本人の不利益になる場合は開示しないこともできるとなっているが、京都府の個人情報保護条例や市町村の条例ではどうなっているのか。
- 京都府の各市町村の個人情報保護条例については整理して把握できていない。今回、実施要項の修正において、「虐待の疑いがある場合は開示し

ないこと」としており、市町村からも報告や相談があると考えている。

- 小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校とあるが、中等教育学校はないのか。
- 京都府に中等教育学校がないので示していない。

(2) 平成31年度京都府いじめ調査について

- 未解消について、要指導に着目し、やや多いと説明があったが、学校現場や市町（組合）教育委員会、報道機関に説明する際、どのように理解し説明しているのか。
- 解消件数と関わるが、解消が減っていることを大きな課題としては捉えていない。また、要指導から要支援、見守り、解消に向かっていることが良いとも考えていない。いじめの問題に対して、より丁寧に取り扱い、指導・支援・見守りをしていくことが大切であると説明している。学校現場は未解消を解消に向かうように指導することは当然のことであるが、解消すればいいということではなく、いじめの解消について、慎重に取り扱うことを説明していきたい。
- 府全体での解消率が数パーセントとなっているが、市町村でも同じ状況なのか、市町村ごとに解消率に差があるのか。
- 市町村ごとにおける解消率の差は大きくない。解消率が20%を超えている市町村はない。

- 市町村にも府の考え方が広がっているのかということか。
- 解消率について、小・中・特別支援学校・高等学校のばらつきがあるのは何故なのか。
- 義務教育の場合、安易にいじめを解消としないということが周知されている。解消だけでなく見守り、支援を丁寧にすることが大切であると考えている。
- 高校生は発達段階において、小中学生とは随分違いがあり、いじめの認知に対して、自らしっかり考え、解決する力があるともいえる。また、解消率が小中学校よりはやや大きい数字であるが、それほど高いとは考えていない。
- 以前も指摘したが、未調査者数の数値が減少していない。詳細が分かれば教えていただきたい。
- 未調査者について、府教委としても心配はしており、常に状況を詳細に把握しなければならないと考えている。フリースクールに通所している児童生徒が最も多い。実態としては、この未調査者の大半は、公立学校に通わせるよりもインターナショナルスクールやオルタナティブスクールを望まれる保護者が多くみられる。いじめが原因でないことはある意味はっきりしている児童生徒も相当数見られる。この数を減らすよりも、原籍校に通っている児童生徒が来られなくなったケースや学校に行きたいが行けないケースなどについて、これまで以上に把握し、そこにいじめの問題がないかを疑わな

ければならないと考えている。また、不登校の要因が複雑化、多様化している。いじめが原因で不登校になったかという判断も難しい。アンテナを高く持ち続ける必要があると感じている。現場の教職員が不登校だからいじめの調査ができないと安易に判断しないように指導していかなければならないと考えている。

- いじめにあつて身体症状や精神症状を起こしている子どもたちもおり、未調査者の状況把握に努めていただきたい。また、私立学校についても不登校やいじめの問題があると聞いている。把握するのは難しいのか。
- 府教委が私立学校への指示や指導はできないと考えている。学校との関係性も異なり、公立学校には指導・助言権限があるが、私立学校については知事部局文教課が所管・担当している。
- 私立学校はいじめ調査を行っているのか。また、報告を行っているのか。
- 私立学校について、各々の取組については承知していないが、文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査においては対象となっており、文教課が集約し報告を行っている。
- 未調査者の状況の中の「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない」についてどんな調査をしているのか。
- 実施要項に示している通り、長期欠席者等については、家庭訪問等により状況を把握している。決して文章を送付して、回収できなかったのも未調査

者としているわけではない。実際に応じられない状況とは、不登校状態から回復期やひきこもり状態の児童生徒に対して、いじめについて聞く状況になると判断した事例がある。学校はかなり努力をして調査を実施し、いじめを把握しようとしている。保護者には会えるが、子どもには会えないこともある。

○ そもそも、未調査者の状況を把握しようとした理由は、調査の実態が分からず、虐待や居所不明がある子どもたちを把握しようとしたことから始まっている。家庭内の虐待・監禁・居場所が分からないようなハイリスクの状態を把握するためである。場合によっては、緊急性を要することもある。この未調査者の理由からもわかるが、一番知りたいのは緊急性がある子どもがどれだけいるかということである。書き方として並列的な選択肢になっているが、もう一つ緊急性があるかないかを把握することが必要な時代ではないか。ハイリスクで緊急性がある子どもがいるのかを把握することが最大の意義である。選択肢に工夫が必要ではないか。

○ 過去、居所不明や安否確認の切り口で全国調査は3回あった。本委員会は未調査者について、いじめという窓で見ようとしているが、学校にとっては、まったく姿が見えない居所不明という状態は、虐待・不登校・ひきこもりというケースであり、多様な課題がそこにある。本来、チーム学校の中で、SCやSSWは市町村と連携し、子どもの家庭環境がどうなっているのかをし

っかりと把握していなければならない。調査や統計のために把握するのではない。しかし、学校が調査できない生徒を把握していないのであれば、それは学校への指導が必要となり、別の問題である。

- いじめ防止対策推進法は加害者支援という概念がなく、加害者に対しては指導、保護者に対しては助言となっている。現場がいじめをなくすためには被害者をしっかり支援しなければならないが、加害者を指導の範疇に入れなければいけない。そこで課題となるのが京都府の暴力行為が決して少くない側面がある。困難を抱えていて困っている学校現場に有効な応援ができていくかという視点が重要である。
- この調査結果の項目はこのようにまとめなさいと全国的に文科省が示しているのか。
- 文部科学省が年間1回調査している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に沿って項目を設定している。全国でも京都府のように年間2回実施し、広く丁寧にいじめを把握している都道府県は多くないと考えている。

(3) 京都府いじめ調査実施要項について

- 「解消の判断については、担任等が抱え込むことなく」という表現でなくとも、「担任が単独でなく、組織的等で行うこと」というものでよいのではないか。

- 虐待通告について、「虐待の手引き」では第1通告優先は「市町村」となっている。児童虐待防止法6条では市町村又は児童相談所に通告し、必要な場合には警察に情報共有するとなっている。通告義務は市町村と児童相談所としている。法や手引きに合わせたほうがよいのではないか。
- ご指摘の点を検討し、適切な表現に修正していきたい。
- 重大事態について、「相当の期間」年間30日の欠席者について、別室登校や保健室登校等、教室に入れない児童生徒が欠席日数30日を超える場合も含まれているのか。
- 学校に登校できている児童生徒は出席扱いとしている。しかし、欠席日数だけではなく、教室に入りにくい児童生徒が教室に入れない原因がいじめであるかどうかをしっかりと見ていく必要がある。
- 教室に入れない場合、加害児童生徒の声を聞くだけで嫌な思いをすることがある。これらのことを校内でしっかり重大事態として共有できているのか。
- 重大事態は大変大きなケースであることから、組織的に判断し、共有できている。
- 教室に入れなくても、登校できているということで重大事態ではないと安心していないか。
- 重大事態の判断は、第28条第1項1号、2号以外にも、※印に示した児童生徒や保護者からの申し立てがあった場合、重大事態が生じたものとして、

報告・調査を行うとなっている。このことを現場が認識する必要がある。

- 別室や保健室に登校している児童生徒に対しても補足は必要である。「登校できているから、不登校ではない。」「いやな思いをしていないわけではない。」と考える必要がある。30日以上欠席を意識しすぎる傾向があるのであれば、日数だけではなく、たとえ別室登校においても、重大事態として判断する場合もあることを、補足として示すことも必要なのではないか。
- 重大事態は法第28条第1項の1号、2号だけでなく、重大事態の疑いがあれば、しっかり調査・報告しなければならない。この認識が十分でない場合があるため、現場に重大事態への認識や対応を理解するように改めて周知する必要があると考えている。